

教育学部
教育学科

No.2

| 免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等 | | 本学で開設する科目 | | 修 得 単 位 | | | | | 備 考 | |
|------------------------------------|---|-----------|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|--|
| 科 目 | 単位 | 科 目 | 単位 | 小1 | 小2 | 幼1 | 幼2 | 小1・幼1 | | |
| 関する科目 生徒指導、 教育相談及び 進路指導等に | 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリング に関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法 | 小4 | 2 | 4 以 上 | 4 以 上 | — | — | 4 以 上 | | |
| | 進路指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリング に関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法 | | 2 | | | | | | | |
| | 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリング に関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法 | 幼2 | 2 | — | — | 2 以 上 | 2 以 上 | 2 以 上 | | |
| | 教育相談（カウンセリング に関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法 | | 2 | | | | | | | |
| | 総合演習 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| | 教育実習 （事前・事後の指導 1単位を含む） | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| | | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | | |
| | | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | | |
| | | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | | |
| | | | | 45 | 39 | 35 | 31 | 63 | | |

〔備 考〕○印は必修科目

※① 「音楽科指導法」「図工科指導法」または「体育科指導法」の2科目を含み計6科目（合計12単位）以上を修得してください。

※② 幼稚園教諭1種・小学校教諭1種を同時に取得しようとする者で、小学校教諭1種をピーク（小学校で教育実習）とする者は、「保育内容の指導法」の単位のうち半数までは、小学校教諭免許状に必要な「各教科の指導法」または「特別活動の指導法」の単位をもってこれに充てることができます。したがって8単位を修得すればよいこととなります（ただし、教科指導法（社会）(理科)(家庭)の各単位は「保育内容に関する科目」に充てることはできません）。

幼稚園教諭1種・小学校教諭1種を同時に取得しようとする者で、幼稚園教諭1種をピーク（幼稚園で教育実習）とする者は、14単位を修得する必要があります。

※③ 保育内容の指導法5領域を含み10単位以上修得してください。

※④ 中学校教諭1種および高等学校教諭免許をピークとする者が、加えて幼稚園・小学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、教育実習の単位をピーク免許より3単位充てることができます。ただし、事前および事後の指導は、サブ免許分として別に修得してください。

注 学部「必修選択1」は1科目2単位のみ「教科又は教職に関する科目」に充てることができます。